

練馬区特別参与および参与の設置等に関する規則

平成26年6月23日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第3項第3号の規定に基づく特別参与および参与の設置等について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別参与および参与の設置)

第2条 練馬区に特別参与および参与を置く。

(職務)

第3条 特別参与および参与の職務は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 特別参与

ア 高度で多角的な考察力を必要とする練馬区の重要な施策について、政策的な見地から区長に進言し、または助言すること。

イ アに掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項に関すること。

(2) 参与

ア 練馬区の重要な施策について、区長に進言し、または助言すること。

イ アに掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項に関すること。

(権限)

第4条 特別参与および参与は、職務を遂行するために、区長の事務を分掌している各部等の長に対して資料の提出および説明を求めることができる。

(選任)

第5条 特別参与および参与は、区政について高い識見を有する者のうちから区長が選任する。

(任期)

第6条 特別参与および参与の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第7条 区長は、特に必要と認める場合は、特別参与および参与が執務を行う場所および時間を指定することができる。

(守秘義務)

第8条 特別参与および参与は、職務上知り得た情報について、法第3条第2項に規定する一般職の職員と同等の守秘義務を負うものとする。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 特別参与および参与に関する庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。